

1 0 年 保 存

機 密 性 2

平成 28 年 1 月 1 日から
平成 37 年 12 月 31 日まで

基監発 0101 第 1 号
基安安発 0101 第 1 号
基安労発 0101 第 1 号
基安化発 0101 第 1 号
平成 28 年 1 月 1 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契印省略)

「災害調査等の実施に当たっての取扱いについて」の一部改正について

平成 28 年 1 月 1 日付け基発 0101 第 1 号「労働基準局報告例規の一部改正（安衛補 501 重大災害報告の廃止）等について」により、安衛補 501 の廃止を内容とする改正労働基準局報告例規が施行されることを踏まえ、平成 26 年 8 月 11 日付け基監発 0811 第 1 号・基安安発 0811 第 1 号・基安労発 0811 第 1 号・基安化発 0811 第 1 号「災害調査等の実施に当たっての取扱いについて」を下記のとおり改正するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

平成 26 年 8 月 11 日付け基監発 0811 第 1 号・基安安発 0811 第 1 号・基安労発 0811 第 1 号・基安化発 0811 第 1 号「災害調査等の実施に当たっての取扱いについて」の「災害調査の実施については、平成 26 年 8 月 11 日付け基発 0811 第 2 号『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」において」を「災害調査の実施については、平成 28 年 1 月 1 日付け基発 0101 第 2 号『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」において」に改め、記の「1 原則として調査の対象としない災害、事故について」を削り、「以下の災害、事故とすること。」を「原則として調査の対象としない災害、事故は、以下のとおりとすること。」に改め、2 を削る。